

## 社会福祉法人長泉町社会福祉協議会会員規程

(資格)

第1条 社会福祉法人長泉町社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第19条第2項の規定による社協の会員は、定款第1条の趣旨、目的に賛同する者で次の者を会員とする。

- (1) 普通会员 本町に住所を有する世帯主
- (2) 特別会員 次のいずれかに該当する者
  - ア 公私社会福祉関係団体並びに福祉事業施設の代表者
  - イ その他社会福祉に協力する法人又は個人

(入会)

第2条 社協の会員は、第3条に規定する会費の納入をもって会員とする。

(会費)

第3条 会員は、規定の会費を納入するものとする。

2 会費の額は次のとおりとする。

- (1) 普通会費年額 300円
- (2) 特別会費年額 1口 1,000円

(退会)

第4条 会員は次の場合は退会したものとする。

- (1) 社協が解散又は合併したとき。
- (2) 会員が転出又は死亡したとき。
- (3) 団体及び法人が解散したとき。

附 則

この規程は、昭和56年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年8月12日から施行する。